

青梅市省エネルギー住宅改修補助制度 Q & A

No.	質問	回答
1	賃貸借住宅に設置した場合は、補助対象になりますか？	補助対象になりません。 自己所有の住宅が対象です。
2	新築住宅の断熱ドアや断熱窓は対象になりますか？	補助対象になりません。
3	中古で譲り受けた機器を自宅に設置しました。補助の対象になりますか？	補助対象になりません。 申請できる機器は「未使用のもの」に限ります。
4	対象品をリースで設置する場合は補助の対象になりますか？	補助対象になりません。 購入し、設置したものに限ります。
5	共有住宅に機器を導入する場合、どのような申請になりますか？	1 戸の住宅を共有名義で設備を設置する場合は、共有者の同意書があれば申請は可能です。 その場合は別々に申請するのではなく、1 つの申請で行ってください。
6	申請者以外の名義で支払った場合、補助対象になりますか？ また、申請者以外の口座に補助金を振込してもらおうことは可能ですか？	申請者以外の名義で支払いをした場合は、補助対象にはなりません。 また、申請者以外の口座に振込をすることもできません。
7	1 部屋すべての窓を改修しなければなりませんか？	最低、1 つの居室全ての窓をを改修してください。この改修と同時に、他の部屋等（非居室を含む）の窓改修を行う場合は、1 枚以上の改修で構いません。
8	シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？	シャッターや雨戸、網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象になりません。シャッターの部分と高断熱窓の部分の費用（材料費及び工事費）を分けて費用明細を出してください。
9	居室とはどのような場所をいいますか？	建築基準法第 2 条第 4 号に規定されている「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」のことで、具体的にはリビング、ダイニング、台所、書斎、又は寝室等を指します。 ※玄関、トイレ、浴室、洗面所、階段、廊下、納戸等は非居室のため、居室部分と同時に改修を行わない場合は、対象外です。

No.	質問	回答
10	部屋同士の仕切りがない場合、1 部屋はどこまでの範囲になりますか？	仕切りがなく、同一の空間場合は、1 居室の扱いです。
11	経費について、他のリフォームも兼ねた工事をしていますが、工事費を分ける必要はありますか？	必ず対象工事に係る費用を算出し、見積書とその内訳書の写しを提出してください。
12	補助対象機器等の設置とその他の工事を一体で行ったため、補助対象機器等の設置に係る費用明細がわかりません。その場合はどのように申請したらよいですか？	補助対象機器等の設置に係る工事費用等の明細が出せない場合は、機器等購入費用のみを対象とした申請も可能です。
13	確認すると、家が防火地域内であることがわかりました。補助は受けられますか？	補助は受けられますが、改修にあたり建築基準法等の関係法案は必ず遵守してください。大家窓にする等、法令上の理由で補助条件が満たせない場合はその窓は、補助の対象になりません。
14	補助対象製品はどうやって調べれば良いですか？	手引きの中に補助対象設備の要件を記載してあります。 ○公益財団法人北海道環境財団 https://ekes.jp/ ○先進的窓リノベ事業補助対象製品一覧 https://window-renovation2024.env.go.jp/manufacture/search/
15	出荷証明書を出せないときは、どうしたらいいですか？	提出しようとしている書類が「出荷証明書の代わりにする」という文言を追記するよう、業者に依頼し提出してください。
16	工事や機器設置の契約内容が途中で変わった場合はどうしたらいいですか？	契約内容の変更前と変更後のコピーを提出してください。
17	申請書の氏名は誰にしたらいいですか？	世帯主を記入してください。
18	対象機器の購入先および施工業者は市内事業者でなければいけませんか？	市内事業者以外も申請可能です。
19	対象機器を購入し、個人で設置工事を行いたいのですが、補助は出ますか？	補助対象機器の本体・部材の購入費用は補助対象経費となります。
20	都補助金と併用する場合、申請の順番はどちらが先の方がいいですか？	市の制度上、申請の順番については規定していないため、市を先に申請いただいて構いません。

No.	質問	回答
21	住民税非課税世帯ですが、申請者の要件を満たしますか？	市民税および固定資産税の滞納していなければ、申請者の要件を満たします。
22	青梅市に住民登録をしていますが、市外にも自宅があります。そちらも補助の対象となりますか？	市外の自宅は、補助対象になりません。
23	「設置費用（補助対象経費）の本人負担額」とはどのような意味ですか？	国や東京都等の他の助成制度と併用する場合、その補助金額を設置費用（補助対象経費）から差し引いた金額（税抜）を本人負担額とします。
24	令和5年度に高断熱窓に対しての市補助制度を利用しましたが、令和6年度に高断熱窓を新たに設置・改修した場合、再度申請することができますか？	過去に高断熱窓に対しての市補助制度の交付決定を受けている申請者および住宅は、高断熱窓に対する市補助制度において、再度申請をすることはできません。